

平成18年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会

中村NPO活動促進室室長補佐

ただいまから平成18年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。開会に当たりまして三部宮城県環境生活部長から御挨拶申し上げます。

三部環境生活部長

みなさんこんにちは。環境生活部長を4月に拝命いたしました三部佳英といたします。今日は以前から御指導いただいている山田先生、増田先生そして塩竈の佐藤市長さん、今回初めてお会いしますけれども、大変お世話になっているせんだい・みやぎNPOセンターの加藤さん、そして御出席の委員の皆様にはNPOの分野のみならず県行政全体にわたって御支援賜っておりますこと、この場をお借りしましてお礼申し上げます。また、今回、NPO活動促進委員会の委員をお引き受けいただきましたこと、感謝申し上げます。よろしくお願ひしたいと思います。

私が申し上げるまでもなく、宮城県各地域地域において様々な社会経済情勢の変化がある中で、従来のような行政、県あるいは市町村ということだけではなく、あるいは企業、産業界だけではなく、よく言われるようにその中間領域ということで、大地震の時のみならず、通常のまちづくりなり福祉関係などの中で大変重要なパートナーといたしますか、主体となって育っているいわゆるNPO、あるいはNPOに準ずるようなボランティアの活動というのは大変重要です。いろいろな分野があるわけですがそういうふうになっているところがございます。

そういった中で、今回はそのさらなる発展ということで、きょう現在で宮城県のNPO法人認証数411ということですが、そのうち12が解散しておりますので399になりますけれども、来週くらいには400という状況になります。福祉関係なり教育関係なり、その他様々な地域づくりを担っていくNPOに対してこれからも県として活動を推進していきたい。そういったことの中で、この委員会は条例に基づいて設置されているわけですが、活動の促進に関する基本計画、これは既にありますが、その策定や促進のための施策について御意見をいただいております。法施行後だいぶ時間もたってきております。一部NPO法人において県民、地域住民に不安をもたらしている部分もあります。そういったことについては、後ほど室長から説明があるかと思いますが、NPOの数という面もありますけれども、質の面も含めてしっかりとした役割を担っていただくように、この委員会においても様々な意見交換なり、あるいは御指導をいただきたいと思っております。

そういう意味で、皆様方にはこれから本県が進めていく活動のあり方、あるいは県なり市町村なりを含めた行政とNPOとのパートナーシップ、さらにはNPO同士のパートナーシップなりについての様々な御支援をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

簡単ではございますが、皆様方の御協力に感謝いたしまして開会の挨拶とさせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

中村NPO活動促進室室長補佐

本日は新委員によります今年度初めての委員会でございますので、委員の皆様から一言

ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。小澤委員からお願いします。

小澤委員

こんにちは。みやぎ生協で福祉と文化事業を担当する部署の部長をしております小澤でございます。前からの引き続きという形になりますけれども、皆さんのところで一緒に県内での非営利活動の推進に少しでもお役立ちができるような形で参加できればというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

加藤委員

こんにちは。お世話になっております。せんだい・みやぎNPOセンター代表理事の加藤でございます。担当は何でもということになっております。

この委員会、最初の条例を作る段階で一度おじゃまをして、それから前回からまた参加させていただいているということで、継続して頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

小林委員

NPO法人チャイルドラインみやぎの小林と申します。このほかにいくつか団体を持っておりまして、一つは児童館の指定管理者三館を運営しておりますMIYAGI子どもネットワーク、それから仙台市の子育てふれあいプラザのびすく仙台を運営しております仙台ファミリーサポートネットワーク、子どもの問題に取り組んでいるうちにいろいろ関わりが多くなってまいりました。宮城県のNPOに関しては、NPOプラザの建設の時に委員をさせていただいております。よろしく申し上げます。

佐藤委員

塩竈市長の佐藤でございます。このたび私初めてこの促進委員会に加えていただきました。我々行政、今、行財政運営が大変厳しい状況にございまして、そういった中で21世紀に向けた新しいまちづくりをいろいろ進めさせていただいておりますが、そのまちづくりに際しましてNPO法人の方々から大変活発な御指導をいただいております。

本日は行政側としてこういった活動をこういった形でともに進めていったらいいかという立場で発言をさせていただくものと思っております。出席をさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

藤田委員

NPO法人あかねグループの藤田と申します。前年度から引き続きということでございますが、急激にNPOの数は増えてきましたけれども内容はどうか、そこらへん、これから皆さんとともに検討して、よりよいNPO活動ができるように何かお役に立つことがあれば協力したいと思っております。よろしく申し上げます。

堀田委員

皆さんこんにちは。私は、登米市の方からまいりました。今回初めて参加させていただきまして、NPO法人として活動して7月で一年目を迎えます。子育て支援に関わる事業

を展開しております。よろしくお願いいたします。

増田委員

東北大学の増田です。本委員会の下にある「県の遊休施設を積極的に貸し出して、NPOの活動拠点として利用してもらおう」という拠点部会の委員長をやっていた関係で、この本委員会の方にも出席するということになりました。

残念ながら、今年度の拠点部会の活動の規模は三分の一減ということでなかなか厳しい状況はありますが、そこも含めて本委員会の方でいくつか議論できればなと思っております。よろしくお願いいたします。

山田委員

宮城大学の事業構想学部におります山田と申します。

宮城県のNPO促進に関しましては、最初の条例作りの時、加藤さんと確かご一緒だったと思いますが、その時から関わらせていただいて、促進委員もずっと続けてまいりました。

そろそろ引き際かなと思って申し上げたのですが、なかなかそういうわけにもいかず、また今年も務めさせていただくことになりましたのでよろしくお願いいたします。

大久保委員

大久保です。よろしくお願いいたします。NPO法人杜の伝言版ゆるるの代表理事をしております。

宮城県のNPO活動の促進に関しては、みやぎNPOプラザがオープンしてまる5年経ち6年目に入っておりますが、オープンの時にみやぎNPO情報ネットというホームページが立ち上がりまして、その運用を受託してこれまできました。昨年度からみやぎNPOプラザの指定管理団体として運営しております。NPO全般、それから県内のいろんなNPO団体と接点が多いところで活動しておりますので、この促進に関しても何らかの形でお力になればというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

中村NPO活動促進室室長補佐

ありがとうございました。

なお、本日は小島委員、櫻井委員、木村委員からは欠席の御報告をいただいております。

それから、今回の改選に当たりましては委員の公募も行ったところでございますが、残念ながら申込者がございませんでしたので、今期は公募委員は不在となります。

それでは、県側の職員を紹介いたします。ただいま御挨拶申し上げました三部環境生活部長でございます。それから事務局職員といたしまして、NPO活動促進室長の佐々木でございます。活動促進班長の神田でございます。担当の菊地主任主査でございます。私、室長補佐の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、恐縮ではございますが、三部環境生活部長所用により退席いたしますことをお願いいたします。

本日、委員改選後の最初の委員会ということでございますので、会長、副会長の選任をお願いしたいと思っております。会長、副会長選任までの間、NPO活動促進室長が進行役を務

めさせていただきます。

佐々木NPO活動促進室長

それでは私の方で進行させていただきます。会長、副会長の選任につきましては、お手元の資料1「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」の第16条第5項の規定に基づきまして、委員の互選により定めることとなっております。いかがでしょうか。もし、御意見がないようでしたら、大変僭越ですが事務局案といたしましては、会長は引き続き山田委員にお願いしたいと考えております。また、副会長につきましては加藤委員にお願いできればと思っておりますが、いかがでしょうか。

拍手 承認

それでは、会長に山田委員、副会長に加藤委員ということでお願いいたします。宮城県民間非営利活動促進条例第16条第8項にありますとおり、会長がこの会議の議長となりますので、山田会長と加藤副会長には恐縮ですが前の席にお移りいただきますようお願いいたします。

中村NPO活動促進室室長補佐

それでは、ただいま選出されました山田会長並びに加藤副会長に一言ずつ御挨拶をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

山田会長

改めて御挨拶申し上げたいと思っております。この役だけはせめてよしてほしいというお願いだけはしたのですが、やっぱりそういうわけにはいかず、引き続き会長を務めさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思っております。

昨年度、基本計画の見直しをいたしまして、そういった意味では非常に盛り上がったと申しますか、皆さんが非常に意欲をもって取り組まれたかと思っております。そうやってきますと、今年は少しこの計画に基づいて事業を進めていくということになりますので、若干トーンが落ちるのではないかという心配もしております。そういった意味では、ぜひ、新しいテーマ、NPOは常に変化をしているかと思っております。行政の方も変化していると思っておりますので、新しいテーマを何か持って、それに向かっていくということで活気のある委員会にしていきたいと思っております。

それから、この委員会は県行政、それから市町村もそうですけれども、それとNPOとを結ぶ仲介役として非常に重要な役割を持っているのではないかと考えております。当初は、計画を作る、事業を振興するということが中心であったわけですが、これからはそういうつなぎ役としてどんなことをやっていかなければいけないかというようなことが問われるかと思っておりますので、皆様御一緒にこの任期中よろしくお願いしたいと思っております。

簡単ではありますが、最初の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

加藤副会長

副会長を仰せつかりました加藤でございます。会長にほとんど大事なことを言っていた

だいたいで。

私も昨年度5年計画の見直しをさせていただいて、初期の頃から比べれば、約5、6年、この間、宮城県のNPOの施策は一定の落ち着きというか計画を作り何かを開発するという時期が終わって、あるいは試行錯誤の部分が終わって平常運転といいたいでしょうか、そういう状態に入っているところだと思います。ですから、この委員会の役目自体が、次にどこにポイントをおいてやっていったらいいかということについてぜひ皆さんから斬新な御意見をいただいて一緒に進めてまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

中村NPO活動促進室室長補佐

ありがとうございました。なお、報道機関の方、カメラの撮影はここまでということにお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、山田会長に議事、進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

山田会長

それではさっそく議事に入らせていただきます。今、次第の3まで終わりました、4の「宮城県民間非営利活動促進委員会拠点部会に係る指名」ということで、これは事務局からまず御説明をいただきまして審議をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

佐々木NPO活動促進室長

それでは、私の方から御説明させていただきます。

この拠点部会ですが、県では県が有する遊休施設をNPOに貸し付けることにより、遊休財産の有効利用とNPOの活動拠点の整備を推進する事業を実施しております。この事業を円滑に進めるに当たり、「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」を一部改正いたしまして、昨年7月26日付けで促進委員会の下部組織として設置しております。

この部会の組織につきましては、条例第17条に記載しているとおり、部会に属すべき委員及び部会委員につきましては促進委員会の会長が指名することとしております。

昨年は、本日御出席いただいております増田委員をはじめとする5人の方に委員を御就任いただいておりますが、本年3月31日で任期が終了したことに伴いまして、改めて会長からの指名が必要ということになります。

なお、部会委員につきましては、本年4月1日付けで資料4に記載されているNPO関係者4人を委員に再任してもらうこととし、知事からの任命をしております。

つきましては、山田会長から、部会委員の指名をしていただくとともに、部会に属すべき委員をこの促進委員会委員から指名していただきますようお願いいたします。

山田会長

はい。ありがとうございました。お手元の資料4に拠点部会の委員名簿ということで提示されておりますが、まずはNPO関係者4名の皆様と、それから学識経験者増田聡先生、この5名を部会に属すべきということで、あ、部会に属すべき委員というのは増田先生だ

けですね，あとの4名の方は委員会から指名をさせていただくということですね。なかなか複雑でまだうまくハンドリングができないのですが，この5名の方を指名させていただくということによろしいですか。進めさせていただきます。

それから，部会に属すべき委員として，増田先生のお名前があがっておりますが，いかがでしょうか。昨年度もやっていただいていたかと思っておりますので，引き続きお願いするということで御了承いただけますでしょうか。

はい。ありがとうございます。それでは，増田先生に引き続いて委員を指名させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは，4の件はこれで終わりにさせていただきます，5の報告事項になります。まず(1)の平成17年度の主な実施事業についてということで御報告いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

神田NPO活動促進室班長

はい。それでは次第の5，報告事項の(1)ということで，平成17年度の主な実施事業について，主に資料5に基づいて説明させていただきます。

資料5をお開きいただきたいのですが，まず第一点は，NPO法施行事務でございます。これは，いわゆるNPO法に基づいて，NPO法人の設立や定款変更の認証を行ったり各種届け出等を受理して閲覧に供するというような事務を行っております。

先ほど部長からも話があったのですが，平成17年度の認証法人数としては76法人認証しております。平成18年3月31日現在，10年度からの累計で407法人，うち解散が11法人ということになっております。

それから，NPO法人の場合，いわゆる情報公開が法律の中で義務づけられておりました，事業報告書の提出ということが一つの大きな事業といえますか法律で規定された部分なのですが，この提出状況につきまして，直近で分かっております状況ですと4月19日現在提出期限が到来している法人は320法人。それぞれ事業年度が異なっておりますので，その時期時期で期限の到来している法人数は若干変わってきますが，提出済みの法人は298法人，未提出が22法人となっております。これに対しまして，県としましてはそれぞれ統一的な事務処理要領を定めまして各月ごとに督促をし，自主的な提出を促しているという作業をしております。

それから，どうしても期限が遅れてきてしまいますと，それだけ情報公開の趣旨から外れてきてしまいますので，県としましては過料事件通知ということで裁判所に，提出期限が来てるのに提出されないということで，いわゆるNPO法に基づく過料の罰があるのですが，それを地方裁判所に通知してお願いしています。

ただ，実際に過料がいくかどうかは各地方裁判所の判断になりますので，通知をしたから必ずその法人についていくということではないそうです。その結果についても所轄庁には一切お知らせしないということで，この法人には過料を課しましたというのがあとで伝わるわけではない。基本的には教えないそうです。ですから，当室としては，過料事件の前段になる手続きまでして，あとは裁判所の判断ということになっております。

続きまして第2点，これは宮城県民間非営利活動促進委員会の運営ということで，促進委員会につきましては先ほど話がありましたとおり条例に基づき設置しているものですが，その条例は資料1にあります宮城県の民間非営利活動を促進するための条例の16条

を設置根拠としております。実際、促進委員会の所掌事務ということでは資料2になりますが、運営要綱を定めておりました、その第2条でこれこれの仕事をするということですので、今後この促進委員会、どのような運営、どのような議題としていくか、この観点からそれぞれの委員さんには意見を言ってもらえればと思っております。17年度の開催状況ですが、基本的には昨年度、先生の方からも話がありましたけれども、基本計画の改訂、最終成案の取りまとめということで昨年度は3回開催させていただいております。それから、先ほど増田先生からも話がありましたが、拠点部会ですね。これを、今までは要綱に基づく委員会という形で設定していたのですが、今回、条例に基づく部会と位置づけまして、昨年度につきましてはまず県の遊休施設の貸付候補団体の審査、それから実際に16年度に貸付けました3施設について、実際に現場に行ってもらってその報告を聞いていただくという形で、実際に貸付けた施設がどのように有効利用されているかということをもっと委員さんに行ってもらって評価していただいたのが2回。それから、資料6になりますが、かなり厚いガイドラインの作成ということで、昨年度は年4回開催させていただいております。

続きまして第3点が、みやぎNPO夢ファンド事業の実施でございます。これは県の拠出金と県民からの寄付等を原資とするファンドをNPO法人のせんだい・みやぎNPOセンター、その中の地域貢献サポートファンドみんなの中にいわゆる冠ファンドとして設置しまして、スタートアップ支援、人材育成支援、それからステップアップ支援の3プログラムを設定して各プログラムごとに助成を行っているということでございます。助成団体の決定に当たりましては、各プログラムごとに書類による第一次審査、それから公開コンペによる第二次審査を行って決定しております。また、事業の実査状況や成果についてもできるだけ公開しようということで中間報告会という形での報告会を開催させていただいて、最終報告書の提出という形になっております。17年度につきましては資料5の4ページ、こちらをお開きいただくと、各プログラムごとにそれぞれ助成団体、助成内容について記載させていただいております。この22団体の助成事業のうち、ステップアップ支援の仙台夜まわりさんとキャップネットみやぎさん。こちらにつきましては16年度からの継続ということで、17年度実施事業として選定されたということになっております。この継続事業に当たりましてはきちんと先生方の評価をいただいて継続に値するか、16年度きちんと実績を積み重ね17年度継続していいかという評価をいただいた上で17年度継続事業としてやっております。

県の拠出金のもう一つの柱であります県民からの寄付は、平成17年度は111万円ほど単年度で寄付をいただいております。平成15年からの3年間の寄付総額としまして、だいたい253万円ほど寄付の方をいただいておりますので、そのいただいた寄付も助成金に上乗せした形で今後助成していきたいというふうに考えております。

続きまして、みやぎNPO夢ファンドというのは寄付を集めるというのも一つなんですけれども、いわゆるこういう助成メニューがあって、自分たちの寄付をNPOに支援する仕組みがあるんだよということを広くお知らせしたいと、それも一つの重要な県の仕事であろうと考えまして、夢ファンドのPRビデオを作っております。今、パソコンから流しますけれども、画面が小さいので。これは職員の手作りで、お金は一切かかっておりません。

P R ビ デ オ 上 映

以上のようなCMを作らせていただきました。これは、フルキャストスタジアムの来月の16日から29日までの間でセ・パ交流戦がございますが、その試合開始前、6時試合開始とすると5時半から6時くらいまでの間に流れるということで、その期間のセ・パ交流戦は毎回必ず流れるということで、それでCMの中でも球場のゴミを拾ったりということ盛り込んだところがございます。当室としてはこういうふうなシステム、仕組みがあるということを知っていただきたいという思いで作らせていただきましたので、もし見に行く機会があれば、一分間で一試合で一回だけなので、見逃すともう見れない、その時間一回だけというお約束ですので、ぜひ見に行かれる方は早めに行ってお見いただきたいと思っております。

続きまして第4点ですが、資料5に戻りまして、みやぎNPOサポートローンの創設でございます。NPO法人の場合、信用保証協会等の機関保証の対象外になっており、なかなか一般企業と比べて金融機関からの融資が難しいという状況を受けまして、平成17年度からですが、ろうきんの宮城県本部さんの協力をいただきまして、NPO法人向けの融資制度ということで17年度創設させていただいております。

金利につきましては年1.7%ということで、ろうきんさんでやっている同じようなNPO支援のローンとしましては最も低いであろうというお話をいただいております。それから、NPO法人として資産というところをクリアするのは難しいので、担保はなしで理事長さんの個人保証だけで貸していただけるということで、基本的にはつなぎ資金、例えば委託費とか補助金とかが入る見込みのあるNPO法人に対して、実際にそれが入るまでのつなぎという形でのローンを創設させていただきました。平成17年度は、この年度当初、各NPO法人に対してダイレクトメールのような形で全法人あてにハガキでお知らせしたのですが、年度当初は利用の方ははかばかしくないというか、半年くらいは申し込み0で推移していたのですが、17年度実績として3団体ということで融資総額としましては1千万円以上の融資ということになり、なんとか実績が少しずつ出てきたのかなという形でございます。今後、例えばNPO法人で指定管理者とかいろいろな受託の機会が増えてきますので、そういう中で是非利用していただければなということを考えております。

それから、続きまして第5点ですが、これが増田先生に部会長をお願いしているNPOの拠点づくり事業ということで、県が保有しております遊休施設ですね、これをNPO法人等を含めた公益的な活動する団体にその施設の管理までを含めて有償でお貸ししようということで、いわゆる単に遊休であれば維持管理がかかる、経費がかかるんですが、それをNPOにお貸しすることによって、維持管理の節減とNPOの拠点づくりの支援が図れるであろうということで、17年度は3施設について貸付を行っております。その貸付の具体的な内容につきましては、資料の5ページ6ページにそれぞれ施設の規模、貸付先の団体、どういう事業内容について貸し付けしたかということが記載されておりますので、そちらの方を御覧いただきたいと思っております。

それから続きまして第六点ということで、NPOマネジメント・サポート事業になります。これはNPOの支援希望のメニューにしましても、職員のマネジメント能力、管理運営能力の向上を図るための事業をお願いしたいというようなNPOからの要望等もあわせて、県としましてNPO活動の初期にある団体、それからNPO法人として一定程度組織化された団体、それから中間支援施設というようなそれぞれの各団体の状況や熟度に応

じた形で講座を開催させていただいております。これにつきましては、17年度はこちらで委員をお願いしておりますNPO法人杜の伝言板ゆるるに委託しております。こちらの方は17年度実施しておりますが、その実施内容につきましてかなりいっぱいやっていただきまして、こちらの赤っばいパンフレットを用意しておりますので、内容等見ていただければと思います。それぞれ各団体でいろんな質問等があったり、このサポート事業で仙台市以外の講座を開催する際にはNPO室の職員が必ず一緒に行きまして、その場で設立の相談があれば対応するということができるだけ一緒にやっていきたいということで移動相談日を設けた事業も一緒に行っております。

それから、最後になりますが、みやぎNPOプラザの運営事業でございます。みやぎNPOプラザは皆さん御存じのように、県内のNPO活動を総合的に推進する中核機能拠点ということで13年4月に設置され、これまで開館しております。プラザの運営管理につきましては元々県職員とNPOと一緒にパートナーシップを組んで管理運営するというパートナーシップ運営というようなことを一つのポイントとしておりましたが、平成17年度からはいわゆる利用者のニーズに則してそのニーズに効果的効率的に対応するというようないわゆる指定管理者制度を導入させていただいて、17年度から3年間、こちらの方にまた委員としてお願いしております杜の伝言板ゆるるさんの方に指定管理者をお願いして、県と一体となった管理運営ということでやっていただいております。平成17年度の状態ということで、指定管理者県内1号ということで注目されていることもありますので、県としましては毎月一回ゆるるさんの協力を得ながら報告会という形で定期的に必ず打合せの会を持たせていただいて、利用状況ですとか、例えば、会館に寄せられた苦情ですとか、そういうふうなものを随時報告会等で話をしているというような形で何とか一緒に一年間やってまいりました。利用状況は、それぞれ資料の2、3ページに数字的な部分になりますが、利用者ですとか事業内容を載せております。それから、8、9ページですが、こちらがゆるるさんで企画しました講座の内容。毎月一回必ず講座を開催するというようお願いしておりましたので、講座の内容についてつけさせていただきました。

事業につきましては以上でございます。また、それ以外に参考資料としましてNPO推進事業発注ガイドラインに基づく平成17年度のNPO推進事業一覧をつけておりますので、参考までに御覧いただきたいと思っております。

以上で実施事業につきましての説明を終わらせていただきます。

山田会長

はい。ありがとうございました。資料5を中心に17年度の事業の報告をいただきました。皆さんの方から何か御質問ありましたらどうぞ。初めでもありますので、それから、若干これまでの経緯についても必要なことがあればどうぞ質問いただければと思います。いかがでしょうか。はい。どうぞ。

藤田委員

一番最初に、NPO法人として事業報告をしていないところがあって、そこに督促状を出したという話を聞いたのですが、督促状だけでしょうか。それともどこができなかったのかを聞いて対応なされたのでしょうか。そのへんをお聞きしたいのですが。

神田NPO活動促進室班長

誰でも統一的にできるということで、まず事業の期限が過ぎましたらまず最初に督促状ということではなくて、もしかしたら期限を忘れているかもしれないという面も配慮しましてお知らせという形で法人に通知しております。基本的にはうっかりミスということであればそこで出していただけるんですが、その通知を出してさらに出さなかったところについて、その通知の提出期限から1ヶ月くらい様子を見させていただいて、そこからまず代表者あてに第一回目を出します。次に、それでも出さないということだと、もしかすると法人さんの中では理事長さんだけで運営されているという部分がなきにしもあらずであれば、ほかの理事さんにも報告書が出ていないということは当然知っていただかなければいけないですし、合議体としての法人として当然のこととして全理事さんに今度は第二回目の督促書を出します。その後、それでも出てこないという場合に、最後に過料事件ということで裁判所に出させていただいています。

藤田委員

私がお聞きしたかったのは、文書だけの一方通行だけでいいのかなというところがありまして、どういうふうに、まあ、法人として申し込んだのですから文書作成等はできると思うのですが、でも、どういったところができなかったのか悩んでいるところなのか聞き出して、もしそういう問題意識を持っているのであればそれこそみやぎNPOプラザにでも行って相談しなさいとか、やはりそういう会話があればいいのかなというふうに思ったのですが、そういった対応はどうなのですか。

神田NPO活動促進室班長

基本的に、事業報告書が出る前からどこが分からないのですかということ、そこまではちょっと難しいのですが、実際、例えば、不備で出てくる場合であればきちんとこちらでこういう部分が足りないですよとか、そういうような必ず電話でのやりとり、それから当然持ってきていただいた方にはその場でやりとりをして対応させていただきますので、全く会話のないやりとりではございません。ただ、出る前から、ポイントが分からないでばくっとした形でどうなんだろうということところは、ちょっと難しいのではないのでしょうか。

藤田委員

しつこいようですが、行政としてはそうだと思うのですが、やはり今度これをみやぎNPOプラザの相談事業と結びつけるとか、何かそういうふうにしてフォローアップできるような形のものがあればいいのかなというふうに、促進という観点から見ますとついそう思ってしまったのですが。

佐々木NPO活動促進室班長

基本的には、法人になったからにはやはり事業報告書というものは書いていただかなければいけないと。それがやはり難しいというのであれば、ちょっとその手前で一度立ち止まって勉強していただく必要があるがあるのかなというふうには思っています。ただ、我々としてもやはり先ほどから説明していますとおり、何か御相談いただければもちろんいる

んな講座がありますのでそちらを御紹介したり，ほかの法人がどんなことを書いているのか知りたいというようであれば，似たような法人がどのような事業報告書を出されているのかの御紹介をしたりとか，みやぎNPOプラザを紹介するというのももちろんありますけれど，そういった対応を引き続きやっていきたいと思っております。

山田会長

よろしいですか。はい。どうぞ。

大久保委員

一つの情報提供ですけれども，先日そういう団体もあろうかということで，総会の開き方，そしてその後という講座をやりました。8団体，初めて総会を迎える団体が参加しまして，複数で参加してくださったところもありました。本当に総会の日程決めからスケジュールを組みような段階を踏んで講座をしたんですけれど，私たちの団体を事例にということで開催したんですね。たぶん，そういったちょっとしたところが分からないんだろうなと。例えば，総会のお知らせをどう書くかとか，そういったものも分からないのではないかとということで，非常に初歩的な感じで試してみました。今ちょうど3月で終わって，新年度を迎えている団体が圧倒的に多いのではないかなということでこの時期にやったのですが，通常の中でそういった相談に対応はするのですが，来られる方は必ず出すと思うのですね。問題なのは，全然相談にも来もせずという団体が極力少なくなるということはどうしたらいいかというふうに考えた方がいいのかなというふうには思っております。それには，情報提供かと思ひましてちょっとうちは今年度は情報提供を厚くしようと思っております。

山田会長

はい。ありがとうございました。どうぞ。

増田委員

先ほどですと，320法人が出す義務がある中で22がまだ出ていないということですが，企業でも解散したり，途中で事業が続かなくなったりするようなものがあるので，この22は実体的に活動を辞めているのか，それとも，やっているんだけどそのレポートは出さないのかというところはどんな比率になっているとお感じですか。

佐々木NPO活動促進室長

なかなか出てこないところにその後何度も文書を送ったりとか，ある程度の段階では電話をしたりとかいろいろなやり方でやったりしておりますけれど，多くの団体はやはり何らかの活動はされているようです。3年くらい出してこなかった法人というのも実際にあるんですけれど，その団体に，取消の対象にもなってきますのでどうなっているんだという確認をしますと活動自体はやっているようで，そうなるとなかなか認証の取消しも難しいのかなと。出す方向でまずは指導していくしかないということでやっております。

山田会長

ほかはよろしいですか。この話は、ある程度NPOが発達した時点での議論だろうと思います。それで、これはやはり県がなすべきことと、それから中間支援組織というのでしょうか、そういったところでやっていくべきことと、結構議論のありそうなところかと思えますので、そこらへんも機会あるたびに意見交換していきたいと思いますが。今日はこれくらいでよろしいですか。

では、ほかの点について何か御質問ありましたら。

ここには夢ファンドの関係者もいらっしゃいますし、それからサポートローンも借りると喜ばれるというのは私よく分からなかったのですが、私どもの組織も立派に借金しておりますので良かったかなと思っております。関連のご質問などありますか。はい。お願いします。

佐藤委員

この事業の説明の中で、遊休施設の有効活用という項目がございましたが、例えば今、宮城県が遊休施設をこれくらいありますよというリストアップ等は既にされているのでしょうか。

佐々木NPO活動促進室長

リストアップはしております。ただ、先ほど増田委員からも今年度はだいぶ減額されているという最初のお話がありましたけれど、ちょっと次のお話を先取りしてしまう形で恐縮なのですが、リストアップはしてはいるのですが、実際に今年度貸付けたかったという施設もNPO室としては実は既に選んではいたのですが、現時点では遊休施設とリストアップした施設と土地については、県の方針としてまずは売る、売却するという方針なものですから、そのリストはちょっと棚の上に置いているというような状態になっております。

山田会長

よろしいですか。

佐藤委員

実は、こういった施設は例えば塩竈市にもある訳なのですが、なかなかそういう施設があるということを周知するのが大変だということを最近改めて理解いたしまして、例えば塩竈市の場合ですと、ホームページ、市の広報誌等にそういう情報を載せても、実は市民の大半の方々が「いや、知らなかった」というような、どうもそういう流れがあるようなので、もし、県の方でこういう遊休施設の有効活用ということについて今後どういう取り組みが予定されているのかということであれば、できるだけそういう情報を前びろに出していただければありがたいと思って御質問させていただきました。

山田会長

ありがとうございました。それについてはよろしいですか。

佐々木NPO活動促進室長

情報提供はやってきたつもりではあったのですが、まだまだ不十分な部分があったかと

思います。今年度は、遊休施設の有効利用に関しましては昨年度末に拠点部会でまとめたいただいたガイドライン、こちらを使って、我々もいつの日かまたこういう遊休施設の貸付事業というものができるようになればこのガイドラインを使いたいと思っておりますし、また、おそらく市町村の方で結構遊休化している施設ももしかしたらあるかもしれないと、場合によっては民間ベースの方でもあるかもしれないと思っておりますので、御要望があればそのガイドラインを解説といいますか、遊休施設を有効利用するためのやり方について、我々の方でどんなやり方があるかという御紹介をさせていただきたいと思っております。こちらに御連絡いただければいつでも伺いたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

山田会長

はい。ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項の2で、平成18年度の主な事業についてということで、これも事務局から御説明いただいてよろしいですね。

神田NPO活動促進室班長

はい。それでは、(2)の平成18年度の主な事業についてということです。資料7に基づいて説明させていただきたいと思っております。

NPO活動促進室としましては、昨年度改訂しました基本計画に基づきまして、基本計画に盛り込まれている各施策を具体化するため、平成18年度も引き続き所要の予算を計上させていただいております。基本的な事業の項目としましては、17年度と同様の項目を計上させていただいております。内容について若干変わっておりますので、その分も含めて説明させていただきたいと思っております。

資料7の1ページの表を見ていただくと分かりますが、予算の方、平成17年度と比較し、ほとんど1千万円くらい減額となっております。これの一番大きな内容としましては、いわゆるプロM事業といわれております遊休施設の貸付事業ですね。こちらが、新規施設の貸付けが認められなかったということで、その新規施設の貸付の際に必要なでありました修繕費、こちらの方がすっかりカットされたということになっております。

それ以外の項目につきましても説明させていただきますが、まずNPO法施行関連事務ということで91万9千円。これも内容的には法人の認証と定款変更等の法施行事務ということで予定しております。続きまして、この促進委員会の運営費ということで、3回ないし4回程度開催する予算化をしておりますので、今後それぞれ委員さんからいただいた意見、提案ですとか、そういうものに応じて必要な回数を開催していきたいと思っております。また、先ほど加藤委員から、一段落ついた中で今後の促進委員会をどうすべきかというところで、新たな促進委員会の役割みたいな形で一つの議題が必要になってくるのかなということを考えております。

続きまして、みやぎNPO夢ファンド事業ということで、予算の方が100万円減額になっております。これにつきましては、事業自体を縮小するわけではなくて、このファンド開設の際に一定程度の金額を事前にせんみやさんに入金しておりますから、そちらの方でまずやってくれないかというような財政課との折衝がございましてこの金額になっておりますが、今後確実に事業継続できるように、先ほど申し上げました寄付も含めまして財

政課ときちんと折衝していきたいというふうに考えております。

夢ファンド事業につきましては、もう事業はスタートしております。今年度、同じプログラムでスタートアップ、人材育成、ステップアップという形でプログラムがあったわけですが、この18年度分につきましてはステップアップは募集をしないということになっております。先ほど申しましたように、既に3団体の助成が決定しているということで、この3団体について18年度も継続というような形でファンドの審査会で内諾をいただいておりますので、こちらの方で100万円ずつ、300万円助成するということとなりますので、ファンドの事業として毎年だいたい500万円前後の事業費を想定しておりますので、残り200万円ということでそれぞれスタートアップと人材育成で7団体程度ずつ助成していきたいということで募集をかけております。この募集につきましても今月の10日で締め切らせていただきまして、先日御報告いただいた中では、スタートアップ支援につきましてはだいたい7団体程度の助成に対して11団体の応募がございました。それから、人材育成支援プログラムも7団体程度の助成に対しまして13団体の応募がございました。

今後、書類審査を経まして来月の20日、21日に開催します公開コンペにおきまして審査していただき、助成団体を決定するというような予定になっております。

それから、みやぎNPOサポートローンということで、これも同額予算計上させておりますし、それから金利につきましても毎年3月見直しということでろうきんさんから言われているのですが、一応今年度も1.7%据え置きということでお話をいただいておりますので、平成17年度と同じ条件で事業の方を推進していきたいと思っております。

それから、先ほど話しましたようにNPOの拠点づくり事業ということで、ほとんど1千万円近い減額になっております。これで、先ほど申しましたように、新規の貸付けにつきましては凍結というようにお話をいただいておりますので、この420万円という金額につきましては既に貸付けしております施設の修繕と言うことで予算計上している部分ですので、これについてはこの部分で新規ということではございません。県としましては、せっかく16年度17年度に貸付けましたノウハウ、これを一つのガイドラインという形にしましたので、これに基づいて、先ほど塩竈市長さんからの意見もございましたように、市町村の中で広域的な合併を進める中で施設が遊休している部分があるんじゃないかというところを今後積極的に市町村に働きかけて、本来市町村が積極的にそういう事業をしていただければ、いわゆるNPO等の支援ということでは本当に理想的ではないかというような感じで考えておりますので、積極的なそういう市町村支援という形にスタンスを移していきたいと思っております。

続きまして、NPOマネジメント・サポート事業ということで、この事業につきましても50万円の減という形になっております。今後、事業のやり方につきましてもいろいろ室内で検討していくわけですが、今後はできるだけ仙台市の方でも同種・同様の事業を実施しているという状況がございますので、できるだけそういうところとは棲み分けを明確にしながらいわゆる県として力点を置くべきところはどこなのかというようなところを検討して、今後それぞれ委託の仕様等を決定していきたいと思っております。

それから最後になりますが、非営利活動プラザ費ということで、今後平成18年度のプラザの運営ということで引き続き杜の伝言版ゆるるさんにお問い合わせする費用ということで計上しております。

平成18年度の主な事業，だいたい17年度との相違点を中心にお話ししましたけれども，説明としては以上です。

山田会長

はい。ありがとうございました。資料7で18年度の主な事業の御説明がありました。まあ，先ほど加藤さんからもお話がありましたし，私もちょっと申し上げましたが，今後の課題ということもありますので，そのあたりも含めて御質問と御意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

皆さんからお出しいただく前に一つ，この県有遊休施設の有効利用の新しい事業がストップになったということですが，これはNPOに貸すということの意義はあるんだろうと思いますが，県の遊休施設について何か今後対策はないのですか。例えば，県はお金を出さなくても，PFIではないのですがお金を出すところに整備してもらって，そしてその内容は審査してあとは貸し付けていくというような，そういうことはできないのですか。なかなかNPOはお金出せないから，そこは難しいかと思うのですが。

佐々木NPO活動促進室長

所管が別の課になってしまうので詳しいことは何ですが，行財政改革プログラムの中でも民間の売り払いと共に有効活用ということも一つ言われておりますので，おそらく高値で売れるところはもちろん売っていいと。少しでも財源をとということだと思いますが，それ以外について，例えば，知事公館ですか，そちらを民間団体というか冠婚葬祭に使いたいという方にお貸しするとか，そういったいろんな，まあ少しずつの小さな取り組みかもしれないのですが，そういったアイデアを出しながらやっていこうと考えているようです。

山田会長

分かりました。はい。どうぞ。

増田委員

この資料6にあるように，かなり知恵を絞って，どうやったらうまく県有施設をNPOに貸し出すことができるのかという制度を御検討いただいたわけですが，先ほど山田先生からもあったように，本当は部局を超えてもう一段知恵を絞るのが必要かなというそんな感じがしていました。幾つかの県の資産・行政財産等に関して，補助金の問題とか，誰が手を入れて直していいのかとか，先ほどあった売却の話とか，あともう一つ，老朽化した施設の地震対策の問題もあって，どうしても手を入れないといけないものが増えてるとか，それでコスト高になるとか，いろいろあるのですが，県が修繕費等を持ち出さないで少し何かできる方法を考えられないかというようなことが一点の課題だと思います。

それともう一つ，今後売り払いたくても売れない施設というのがたぶん増えてくると思いますので，入札不成立の場合，遊休施設をどういうルートに乗せるかということも少し議論していただいて，おそらく経済状況が変わる4，5年の間に限りNPOに貸すとかですね，新たな再利用計画ができるまで1年2年の期限で貸し出すとかということ

がありそうな気もしました。例えば、たまたま山田先生ともう1つの「県の大規模事業評価」もやっております、そこでの議論として多くの県立高校も建て替えの時期を迎えています。県立高校の他にも県立病院等も同様で、まちの中にあつたものが郊外に出て行くという形で新しい施設を作るといふことが今一方で今後もいくつが続くという感じではあります。逆にその中心市街地から県有施設がなくなっていくことに対して多くの市民の方は疑問をお持ちな訳ですが、「単独採算でやっていくと土地取得費が安いので郊外に」といふ議論ですので、もう少し別の中心市街地活性化等の流れともリンクしながら、まちの中にある県有施設は何か別な利用法を優先的に考えていくといふようなこともあり得るのではないかという感じはしております。「どこに知恵を絞ってうまくやっていくべきか」については、今のところ、まだ具体的な結論は出ていない状況です。

山田会長

はい。ありがとうございました。この部局を超えて考えていかなければいけない課題も見えてきたようですが、部会の方でもこれから御検討いただければと思います。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。先ほどの御質問の中に、これからの支援策、まあ、新しいテーマというよりは役割分担とか少しきめ細かな支援の中身を考えていくといふような課題も少し見えてきたような気がいたしますので、そんなことも踏まえて今後の18年度の事業に取り組んでいただければと思いますが。よろしいですか。どうぞ。

大久保委員

今年度の予算を見て、もう着手できないかもしれないと思いながらも視点は忘れちゃいけないなと思うのですけれども、NPOの情報公開の方法をやはり今後検討して行かなくちゃならないと思うんですね。NPOプラザも情報公開の場になっていまして、NPO法人の情報を閲覧できる場所になっています。で、県内7カ所、全部で9カ所がなってますけれども、インターネットで情報を提供しているところもだいぶ多く出てきていますけれども、やはり情報が開示されてNPOの信頼性を確保していけるようにしていくには、情報をどんどん一般の方が手にしやすいような方法で検討していかなければならないといふふうに思うんです。今年度のこの予算を見て、すぐということにはならないとは思いますが、翌年度にかけてもちろん予算化が進んでいくでしょうから、そういった視点を忘れない、また、どういった方法で情報公開したらいいか、その範囲、そういったのも是非この委員会でも検討していく必要があるのではないかといふふうに思っています。

山田会長

ありがとうございました。先ほどからお話が出ています今後の課題ということで一つ提示されたと思います。情報公開の方法を是非この場でも議論していければと思っておりますので、よろしく願います。

ほかは。どうぞ。

小澤委員

二点質問といふかあれなんです、一つは今年度のNPO推進事業の選定一覧表といふ

のがあるのですが、NPO推進事業の選定の「選定」という意味を教えてください。
というのは、これは予算を見ますと別にこの中で予算がついているのではなくて、たぶんそれぞれの部局での事業だというふうに思うのですが、それがどういう形を経て選定一覧という形になるのかということが一つと、それから前回のといいますか、この間ずっと検討していた計画の見直しの中でも、その中で結構言われていたのは、この間NPOとの協働といわれているけれども行政の担当者の理解不足とかがあってなかなかそこうまく進まないということで、NPO側の取り組みというのも一方ではあるんですけども、逆に言うと県庁内、それから県内の他の市町村の担当職員の皆さんのところへの理解の促進を進める上での事業計画みたいなものというのが何かあるのかどうかというところの二点についてお願いしたいと思います。

山田会長

はい。お願いします。

佐々木NPO活動促進室長

まず、このNPO推進事業選定一覧表ですけど、せっかくですのでNPO関係の施策として、NPO室の事業だけではなくほかの部局でやっている事業もということでおつけしておりますが、このNPO推進事業といいますのが、NPOの特質を踏まえてNPOと協働した方がより効果的だろうという事業があるかどうかを毎年度末の予算が通った後に庁内のNPO活動促進庁内連絡調整会議というものがございまして、こちらでこれらの事業に関してはNPOと協働してやっていこうというものとして選定をしているところです。このほかにも様々な委託事業とか助成金とか金のかからない協働事業とかもあるわけですけど、特にNPOとこの事業に関しては一緒にやっていく事業ということで、最初からNPOも企業も一緒に競争の条件になるのではなくて、ここはNPO同士で競争してもらいましょうというものとして選んでいるものです。

それから、協働といっても行政側の理解が不足しているということについて、どういう取組をしているかということですけども、一つは、県では昨年NPOとの協働マニュアルというのを作りました。こちらに関して、部局ごとにこのマニュアルの説明、それから実際にこういった推進事業をやっている担当者の経験談というか、そういう話を聞いたり、さらにはNPOに実際に行っていて、体験学習といいますか、そういったものをしていただきたい。さらに、その体験学習を踏まえてNPOの方と意見交換をしていただきたいという流れで職員研修をやろうと試みました。

ただ、実際最後までできた部局は一部局くらいしかなくて、研修の対象者を新任班長としてしまいまして、班長は県庁の組織の中でも課の政策の企画立案の中心者でございますので、たった一日といえども席を外すのが難しいという現状ですので、そのため、なかなか協働マニュアルの説明とか推進事業担当者の話まではいけても、それ以上のことというのは結果的にできなかったところが多かったと思っております。このあたり、今年度どうやっていこうかというのは今室の中でも検討しているところです。また、なかなか仕事上抜け出せないということもあったので、今年の初め頃に職員とNPOとのマッチングの機会というのを設けて、土日だったら来てお話をしてもらえるのかなとも思ったのですが、これもなかなか行政職員の参加は難しかったということがありました。ただ、難しくて事

業としては成功とはいえなかったのですが、そうはいつでもここは重要なことだと思っていますので、引き続きいろんなやり方でお願いしたいと思っていますので、是非、どうやったらうまくいくか、いいアイデアがあったら教えていただけたらと思っています。

それから、市町村に関して、最近市町村の方でも担当係とか担当室とかかなりできはじめているというふうに思っています。昨年度、初めて市町村の担当課長会議を開催させていただきました。今後もそういう場を通じて、市町村ではいろんな取組をなさっておりますので、意見交換も踏まえて協働についての理解を深めていってほしいなというふうに思っています。

山田会長

はい。よろしいですか。

小澤委員

これはもう今年度はこれで結構ですが、ぜひ来年度のNPO推進事業の選定のそういったほかの部局との調整の場面のところでぜひNPOの推進室として各部局に要望していただきたいというのは、特にこれを見ますと、私も内部の組織変更で環境が外れましたが、環境を担当している頃には、県でいえば環境生活部環境政策課が助成金的な事業も多いのですが、そういった意味ではNPOをいろいろな協働でいろいろな取り組みをしているというのが結構多いんですね。ですから、そういった意味では、それをやはりこのNPOとの推進事業というところに意識的に政策的に位置づけていただいて、単にグリーン購入事業だけをNPO推進事業にしないで、もっと積極的な位置づけをできるところは増やしてもらえよう、そういう働きかけというか、NPOの事業というか、支援になりますので、それをぜひ来年度していただきたいというのが要望です。

山田会長

ありがとうございます。このNPOへの委託であるとかこういう協働事業というのは前から大変関心を持っておりまして、こういったものがもっといい形で拡大すべきだなというふうには思っておりましたが、まあ、どちらかという、若干下請け気味のお仕事も多いようで、この協働事業の質を高めていくというのは非常に大事だと思いますので、工夫が必要かなと思っています。最近どこでも評価の時代でありまして、うちの大学もボーナスまで前年度評価で差をつけられるというような状況になりましたので、こういったものもやはり少しインセンティブが持てるような評価をして、いいところにはそれこそ知事をお願いしてどっか別のボーナスをつけていくとか、そういうことをして質を高めていくような取り組みをしないとだんだん退化していくのではないかと懸念がありますので、何か工夫をぜひしていただきたい。

それから、今小澤委員からあったお話は二つとも大変重要で、県、市町村のNPOの理解の促進というのは前年度から課題となっておりましたので、ぜひ室長さんが言われたように取り組んでいただきたいと思いますが、お金のないときは頭の方で何とか工夫をするとか議論をするとかで一步一步前に進めていただきたいと思います。どうもありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。はい。お願いします。

小林委員

今のにちょっと一言触れたいと思います。私は子ども専用相談推進事業の当事者であります。5年くらい前から子どもの話を聞く電話を設置して活動してまいりました。で、その頃に、NPOからの業務提案ということで募集があって、それに対していくつか案を出した中で、子どもの権利というのがちょっと引っかかったらしくて当時アンケート調査という委託を受けまして、その後県民サービス向上委員会の方で子どもの権利等に関する議論がなされ、さらに次世代育成支援推進対策法が出されてその委員会が設置されたという一連の流れの中でこの事業が設けられたと考えております。その間、担当課の方の大変な努力と私たちの実績を見てくださった結果だとは思ってはいるのですが、やはり途中の経過が、最近ではNPOからの提案というよりは庁の内部でこういう事業と決まってからどうですかといわれるので、ちょっとこちらもとまどう部分も実際ありました。そんなところで、前にやっていた提案をもう一度やっていただければいいかなと思って一言申し上げます。

それともう一つは、先ほど大久保さんから情報公開のことも言われました。例えばホームページのアクセス数ですとかプラザの利用状況は書いてあるのですが、講座の参加人数ですとか現在の入居状況ですとかそのような資料も少しあとで見せていただければと思います。

山田会長

はい。ありがとうございました。では、御要望のあった点はよろしいですね。

佐々木NPO活動促進室長

プラザの方の詳細な資料については後ほどお配りさせていただきたいと思います。

また、推進事業の方、いろいろ御意見いただきました。確かに最近推進事業に選定されるものを見ても、昨年度に引き続きという事業が多くて、おそらくこれは、一つは県の財政状況が厳しい状況になっておりますので、なかなか新規事業というものが増えてこないからということもあるかと思いますが、もう一つはNPO推進事業ということの意義をもう一度理解していただく必要があるのかなというふうに思っております。1年目はNPO推進事業ではなかったとしても、事業というものは毎年少しずつ変えていく部分もあると思いますので、その中でNPO推進事業としてふさわしいものがあればもう一度こちらに選べるかどうかを検討しながら毎年度毎年度見返していただく必要があるのかなと。それから、私は男女共同参画の方も担当しておりますので、こちらの担当としても推進事業をやっております。確かに、最初の成り立ちを担当者が変わってしまって十分引き継がれてないという部分もあるかと思いますが、予算化する作業の中で予算の総枠に合わせてマイナーチェンジをしてしまうものですから、決まってからお伝えしてしまうという結果も出てくるかと思っております。ただ、私としても、今後ポジティブアクション事業について今後の予算化する前に前の年やってみてどうだったかというものを、この推進事業の手続きとして最後に評価してもらおうというのはあるのですが、それ以外にも意見交換はやってみたいなど。それを踏まえて、予算化の作業をしなければいけないなというふうには思っております。ほかの関係している課室にもこういった推進事業を広めていく過程の中で、年一回二回話すのではなくて、いろんな場でお話をさせていただくよう、それも協働の一つだ

ということをお願いしていきたいなと思っております。

山田会長

ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。今後に向けての話はいくつか出てきたかと思しますので、これを踏まえて18年度取り組んでいただきたいと思いますが、一つはなんといいても事業の質を高めていくというのがあるかと思えますし、もう一つはお金がないときはお金がないなりにどうしたらいいかという工夫がやはり必要だなと思いましたので、よろしくお願いします。

それでは、この報告事項のその他は何かございますか。

神田NPO活動促進室班長

それでは、報告事項(3)のその他ということで、今回資料8としまして平成17年度の行政監査報告書というものを御用意させていただいております。これにつきましては、委員の皆様も御存じのように新聞でこの結果につきましてもかなり大々的に報道されているということで、内容に入りますが、いわゆる監査対象事務としましてはいわゆる福祉法人、学校法人、NPO法人をそれぞれ所管する課室の事務の執行状況はどうかというような内容の監査でございました。それで、監査の目的と言うところにもあるのですが、いわゆる学校法人とか社会福祉法人、このような法人につきましてはそれぞれ社会福祉施設とか私立学校の運営の適正さを確保するために県の指導監督があるんだという趣旨でございまして、それと同じ並びでNPO法人の取り扱いも一緒にしているというような監査であったということで、若干ちょっと違うのかなと。例えば、私立学校なら毎年度定期的な監査というものがございますので、それに基づいて適正な運営を確保するという仕組みになっておりますが、NPO法の場合はそういった仕組みになっていないと。自主的な活動を尊重するんだというところがございますので、これを基本的に一つの視点で同じような監査をすること自体ちょっとどうだったのかなという気はしております。第二点として、あの新聞の中で、例のSIS等の問題を受けて監査に入ったというような書き方になってございましたが、実はこれは去年の9月の時点で監査を実施しております、その前から監査に入っておりますので、ちょっとどうだったのかなというふうな感じがしております。内容としまして、それぞれ社会福祉法人の監査指導の状況、それから学校法人に対する指導監督の状況ということで、NPO法人に関する報告につきましてはこの資料10ページからとなっております。いわゆるNPO法人の設立と指導監督というふうなくくりで、その行政監査の結果について縷々説明されているわけですが、前段の方はいわゆる事務の執行状況ですね。設立認証がどれくらいで標準処理期間が何日以内にやっているとか、事務の処理状況を説明した内容になっております。それで、監査の実施を受けまして、監査委員としてNPO法人の指導監督についてこういう要望をするということで、13ページになりますが要望、意見という形で出ております。

その内容については大きく分けて三点ございます。まず第一点が、先ほど申し上げましたように事業報告書の提出についてということで、事業報告書が提出されない法人が見られると。提出された場合でも、一部に不備があったり不足していたりというような内容のものであったりするので、これについて適正に県が指導・処理してもらいたいということの内容がまず一点。

それから第二点が、内閣府において制定しております、いわゆるNPO法の運用方針というのがございます。この運用方針というのが、NPO法の認証基準というものが例えば特定非営利活動を主な事業とするというような場合に、全体の事業費の半分以上を特定非営利活動に当てなければいけないというような事業費をもって主たる活動とするというような基準を制定して認証にあたっているというような取り扱いをしていますが、県もそのような取り扱いにしたらいんじゃないかと。あと、同じく内閣府でっております市民への説明要請ということで、いわゆる認証または認証後のNPO法人の活動について、認証基準に抵触するというような疑いが見られる場合に、当該法人に対してきちんとそれについて説明してくださいと。それはNPO法人が定める場所でもいいし、内閣府が定めるホームページに掲載してもいいですよ。とにかく、それに対する説明文を掲載してくださいというようなものでございます。これを、同じく県もやったらどうですかというのが第二点目の監査からの意見ということになっております。

それから第三点目が、いわゆるNPO法第42条になりますが、42条というのが所轄庁による改善命令の条文になっております。その中で、NPO法人の運営が著しく適正を欠く場合に所轄庁は改善命令することができるという規定になっておりまして、これについての詳細、どういうふうな場合にどういうふうな内容に基づいてやるのかというのを監査で調べましたところ、いわゆるNPO法コンメンタールというものがございますが、その中で、いわゆる公共の福祉に害するというようなくだりがございましたので、それに基づいて県は任意に集めた情報、証言、資料に基づいて、県が公共の福祉に害していると判断した場合であれば改善命令を出せると。その場合でもやっぱりある程度法人の自主性それから自立性に配慮した形ではあります。そういう場合は改善命令をした方がいいのではないかと、これら三点については是非検討していただきたいという内容の報告書でした。

当室としましては、NPO法人に対する指導監督の強化という意味合いにもとれますので、今回当室で拙速に回答するのではなく、この委員会での皆さんの御意見を聞きながら、いわゆる促進と指導という、ちょっと微妙な、取り扱いを間違えると指導強化になりやすいです。新聞の批判も皆さん御存じのようにありますので、皆さんの意見を聞きながら県として対応状況を回答してまいりたいと思います。これについては、おおよそのめどは11月くらいまでに県の対応として報告していただきたいと。で、その対応については、今回と同じように何らかの形で公表させていただくというような連絡をいただいておりますので、当室としてもある程度の時間をかけてきちんとした議論の中で回答していきたいと思っております。この場でなくても結構ですので、それぞれの立場上からの意見があれば加味しながら室としての意見を検討していきたいと思っておりますので、是非御意見よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

山田会長

ありがとうございました。非常に重要な課題だと思います。今日だけではなく少し時間をかけてということだと思いますが、今の段階で三つの指摘への対応の方向性について御意見等ありましたらお出しいただきたいと思いますが。加藤さん、何かあるのではないですか。

加藤副会長

副会長になったのでずっと静かにしていたのですが。新聞の報道のされ方がちょっと残念だったんだろうなと。適正な報道じゃなくセンセーショナルに書かれて。で、この件の報道以外も事件のたびにどうしても単純に、どうしてこんなものを許可するんだという論調が非常に多いのは、法の趣旨そのものを正しく、マスコミ関係者も含めてですが適正にやっぱり伝える必要が改めてあるのかなと。で、入り口が緩くてそのあとある程度の厳しいことがあるよという点については私はいいのではないかなと思ってまして、当然義務がありますよと。果たせなければ法人はお辞めになったらどうですかということになるのはあまりにも赤ん坊の手取り足取り、みんなで頑張りましょうねということをしていくのではないだろうなというふうに思います。分からないことに答えたりサポートするのは当然としてですね。まあ、そのへんのところで言えば、たくさん団体ができたことによるある程度のリスクというか、それが起きているんだろうなというふうに考えて、法の根本趣旨を曲げない形で適正な対処をしたほうがいいだろうと。実際には、各県や等々の対応を見てますとやはり法の趣旨をかなり逸脱した方向での指導監督や命令に近いようなことをされている県などがあるものですから。宮城県さんは私の見る限り、そういう意味ではそういうことに対し過度に慎重なのではなく適正に慎重なのではないかなと思ってまして、これは宮城県民として誇るべきことではないかなと私は思っております。というのは、やはり法の根拠に基づかないことをかなりお願いといいながら行政指導ふうに装って各団体に圧力をかけるようなことを県庁の職員がやっておられるという事例がある。じゃあ、その法的根拠は何ですか。何条の何でこれは言ってきているのですかというのと、いやいやそうではないので協力の要請ですというふうになる。かなりそういうケースがあったので、そのこのところはすっきりこちらのスタンスを、今までのスタンスを是非お守りいただきたいなというふうに思います。その上で、この三点にどういう対処がどこまでが必要で、こっから先はこうしない方がいいという議論を是非皆さんと一緒に丁寧にしたらいいと思いますし、併せて市民への説明要請は内閣府さんがある意味では上手にやっておられるのではないかなと思うので、こういうものも、どういうやり方でやると法の趣旨を曲げずに広く市民に理解をしてもらうことができるのかという点については、できれば各県の状況や政府の状況などの資料を一度俯瞰できる状態にしてこの委員会でお諮りできるといいのでは。何も無い状態ですと皆さんも議論しにくいのではないかなと思いますので、そのへんのところ準備をお願いしたいと思います。

山田会長

はい。ありがとうございました。今後の課題ということにはなろうかと思いますが、ほかに皆さんの方で何かこの点に関してありましたら。大変重要な、NPO支援促進の根幹にも関わってくる部分だろうと思いますので、しっかり議論はしたいと思いますが。今日はこれくらいでよろしいですか。どうぞ。

佐々木NPO活動促進室長

この監査委員の意見をいただいたのが3月末ということもありまして、我々も実際にこの監査委員の意見の趣旨の説明を受けたのもつい先週、先々週くらいだったものですから、どうしたものかなというので、まだ考え中ということで資料が十分に準備できていない状

況でした。今後、これについては第一点目はそのとおりやりますということなのかなと思いますが、第二点目第三点目は慎重に議論しなきゃいけないのかなと思っております。

我々としても、今後考えておりますのは、内閣府の方にも全国の状況も含めて聞きに行こうかと、また、ブロック会議など様々な会議の場で他県の状況、これまでもこの指導監督、正直公務員の仕事の仕方からするとずいぶん違うやり方なものですから、非常に我々自身も迷う部分もあって、他県にいろいろ聞いてきたというところもありますので、ほかの県の状況も踏まえまして資料を用意させていただき、その頃までには県としてどうしたいのかというある程度の考え方をまとめて御議論いただく機会を持たせていただければと思っております。

山田会長

ありがとうございました。それでは、その他の件、今日のところは・・・どうぞ。

大久保委員

みやぎNPOプラザでいろいろな情報を提供していく中で、やはりこの要望するということの一点目、市民が説明を要請するということが直接プラザに来ることが増えています。それに対して私どもは、情報公開している閲覧資料以外にプラザにあるその団体が出しているパンフレットであるとかチラシ以外は提示できないんですね。そういった時に、例えば内閣府がやっているように、こういった団体はこうなんだということを文書で出てきて、それを文書で答えるような形でそれをホームページで全部掲載しているんですけど、そういった、いわゆる正規に聞く場というのは求められているというのは実感します。どうやったらそれを答えてもらえるようにするのか。その団体に聞けばいいと言ったらそれはそうなんですけど、なかなか一般の市民がそこに、ましてやとても疑っている目でその団体を見ている場合はできないということを考えた時に、そういった場を確保していく必要が確かにあるなというのは思います。

山田会長

はい。ありがとうございました。

ほかはよろしいですか。今日はいろんな重要な御意見も出されましたので、これを踏まえて次回以降御検討いただければと思います。それでは、報告事項は終わらせていただきますが、6のその他は何か。特によろしいですか。

それではこの議事の進行は終わらせていただきます。どうも御協力ありがとうございました。

中村NPO活動促進室室長補佐

どうも議事進行ありがとうございました。あと、事務局から何か。

菊地NPO活動促進室主任主査

今年度の促進委員会ですが、本日分を含めまして3回程度の開催を予定しております。次回の促進委員会の開催の日程につきましては、後日改めて調整させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

中村NPO活動促進室室長補佐

以上をもちまして、第1回の委員会終了いたします。どうも大変ありがとうございました。